

郡山市ユニバーサルデザイン推進本部設置要綱

平成21年5月18日制定

平成22年4月1日一部改正

平成25年11月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

平成31年3月27日一部改正

令和3年3月26日一部改正

令和4年11月1日一部改正

令和6年3月25日一部改正

令和7年3月24日一部改正

[市民部市民・NPO活動推進課]

(設置)

第1条 こおりやまユニバーサルデザイン推進指針（以下「指針」という。）に基づき、ユニバーサルデザインの推進を図るため、郡山市ユニバーサルデザイン推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 指針に関すること。
- (2) 指針に基づく推進に関する計画（以下「実施計画」という。）の作成並びに点検及び評価に関すること。
- (3) その他ユニバーサルデザインの推進に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長には、市民部長をもって充てる。
- 3 副本部長には、市民部次長及び保健福祉部次長をもって充てる。
- 4 委員には、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、推進本部を代表し、その事務を総理する。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、代理の順は、市民部次長、保健福祉部次長の順とする。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 3 会議は、文書による回議をもって代えることができる。

(ユニバーサルデザイン総括推進リーダー)

第5条 別表第2に掲げる所属にユニバーサルデザイン総括推進リーダー（以下「総括推進リー

ダー」という。)を置く。

2 総括推進リーダーは、当該所属の課長補佐（当該職が複数置かれている所属にあっては、その職のうちから所属長があらかじめ指定する者）にある者をもって充てる。

3 総括推進リーダーは、本部長の命を受け、次に掲げる業務を担当する。

(1) 部局及び出先機関における実施計画の進行管理

(2) 次条に定めるユニバーサルデザイン推進リーダーの支援

（ユニバーサルデザイン推進リーダー）

第6条 次に掲げる所属（以下「課等」という。）にユニバーサルデザイン推進リーダー（以下「推進リーダー」という。）を置く。

(1) 郡山市行政組織規則（平成6年郡山市規則第6号）第7条に規定する課、第8条に規定する会計課及び第3章に規定する出先機関（第45条に規定する課に属する出先機関のうち、総務部総務法務課、総務部防災危機管理課、文化スポーツ観光部スポーツ振興課、農商工部園芸畜産振興課（郡山市園芸振興センターを除く）、農商工部農林基盤整備課、建設構想部河川課、都市構想部都市政策課に属する出先機関を除く。）

(2) 郡山市教育委員会事務局等組織規則（昭和40年郡山市教育委員会規則第5号）第2条に規定する課及び第4章から第10章までに規定する教育機関

(3) 議会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務局

(4) 郡山市上下水道局管理規程（昭和40年郡山市水道局規程第1号）第2条に規定する課

2 推進リーダーは、別に定める基準に基づき課等の長が指定する。

3 推進リーダーは、本部長の命を受け、所属する課等の指針に関する取組の推進を図るため、課等内でのユニバーサルデザインの啓発及び日常的な取組を担当する。

（ユニバーサルデザイン総括推進リーダー会議）

第7条 推進本部にユニバーサルデザイン総括推進リーダー会議（以下「総括リーダー会議」という。）を置く。

2 総括リーダー会議は、座長、座長代行及び総括推進リーダー並びに座長が職員のうちから指名する者をもって組織する。

3 総括リーダー会議の座長には市民・NPO活動推進課長を、座長代行には市民・NPO活動推進課長補佐をもって充てる。

4 座長代行は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 総括リーダー会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

6 総括リーダー会議は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 推進本部の審議に必要な事項

(2) 推進本部で決定した事業の執行に必要な事項

(3) 実施計画に関する取組の実施状況

7 座長は、必要に応じ総括リーダー会議の協議の経過及び結果を本部長に報告するものとする。

8 座長は、会議の運営上必要があると認めるときは、第2項に定める者以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第9条 推進本部及び総括リーダー会議並びに推進リーダーに関する庶務は、市民部市民・NPO活動推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務部次長、政策開発部次長、財務部次長、税務部次長、文化スポーツ観光部次長、環境部次長、こども部次長、農商工部次長、建設構想部次長、都市構想部次長、会計課長、教育委員会事務局教育総務部次長、教育委員会事務局学校教育部次長、上下水道局次長、議会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長

別表第2（第5条関係）

総務法務課、未来創造課、財政課、市民税課、市民・NPO活動推進課、文化振興課、環境政策課、保健福祉総務課、こども総務企画課、農業政策課、道路計画課、都市政策課、会計課、教育委員会事務局教育総務部総務課、教育委員会事務局学校教育部学校管理課、上下水道局総務課、議会事務局総務議事課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局